

令和6年度 建設工事発注機関等 労働災害防止連絡会議

令和6年度における建設業の
安全衛生対策の推進について



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future



説明のポイント

- 1 建設業の労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 建設業の安全衛生対策の推進





1 建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和5年1月1日～令和5年12月31日(確定値)

業種別		区分	令和5年確定値			令和4年確定値			対前年		業種割合(%)
			死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
浦河働基準監督署	全産業計	3	193	196	2	218	220	-24	-10.9	100.0	
	製造業		10	10		12	12	-2	-16.7	5.1	
	建設業	2	10	12	1	9	10	2	20.0	6.1	
	林業		2	2		1	2	0	0.0	1.0	
北海道労働局	全産業計	51	9,004	9,055	53	16,419	16,472	-7,417	-45.0	100.0	
	製造業	4	1,141	1,145	5	1,343	1,348	-203	-15.1	12.6	
	建設業	6	893	899	23	995	1,018	-119	-11.7	9.9	
	林業	4	64	68	1	80	81	-13	-16.0	0.8	

労働者死傷病報告(休業4日以上)による



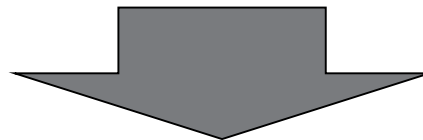
1 建設業の労働災害発生状況

令和5年 建設業の死傷災害(高年齢労働者)

※ 浦河労働基準監督署管内について

	60歳以上	60歳未満	総計
死傷者数	7	5	12
割合	58.3%	41.7%	100.0%

高年齢労働者が被災する割合が高い



高年齢労働者への配慮が必要



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画期間

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5か年計画

◆ 計画のねらい(北海道労働局版)

- ◆ 労働者等の関係者が安全衛生対策について**自分の責任を認識**したうえで取り組むこと。
- ◆ 安全衛生に取り組む**事業者が社会的に評価される環境**を作り出すこと。

◆ 計画の目標(北海道労働局版)

- ◆ 死亡災害を10%以上減少させる。
- ◆ 死傷災害を減少に転じさせる。

※ どちらも2022(令和4)年との比較



2 第14次労働災害防止計画

- ◆ 計画の目標(北海道労働局版・建設業について)
- ◆ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%(総合建設業については90%)以上とする。

- ◆ 上記目標の達成により

建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して20%以上減少させること

を期待される効果として想定し、計画で定める実施事項の効果を検証する指標として設定している。



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
2. 重点業種における労働災害防止対策の推進
(建設業、小売業・社会福祉施設)
3. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
6. その他の労働災害防止対策の推進
(陸上貨物運送事業、製造業、林業)
7. 労働者の健康確保対策の推進
8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

◆ 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落・転落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、**墜落制止用器具**の確実な使用、**はしご・脚立等**の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。
- 墜落・転落災害の防止に関する**リスクアセスメント**に取り組む。
- 車両系建設機械等との接触防止、**移動式クレーン**の荷の落下及び転倒災害の防止、土砂崩壊災害防止に取り組む。



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

◆ 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと（つづき）

- 「**エイジフレンドリーガイドライン**」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取り組みを進める。
- 労働者の**熱中症**を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。
- 労働者の**振動障害**を防止するため、「振動障害総合対策要綱」によりの確な指導を行い、振動工具の3軸合成値に基づく使用限度時間の徹底を図る。



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (建設業、小売業・社会福祉施設)

◆ 局署が行うこと

- 局署においては、集団指導及び個別指導等で、高所作業時における**要求性能墜落制止用器具**の適切な使用を周知徹底する。また、法改正された**足場の点検**の確実な実施、**一側足場の使用範囲**の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化が図られた際に周知するとともに、**屋根、はしご、脚立等**からの墜落・転落災害の防止を図る。
- なお、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントについては、元方事業場となる総合建設業を中心に建設店社に対し集団指導、個別指導を実施し、実施率を90%以上となるよう取り組む。



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

◆ 局署が行うこと (つづき)

- 局署においては、発生すると重篤な災害となる**車両系建設機械等**との接触防止、**移動式クレーン**の荷の落下及び転倒災害の防止、**土砂崩壊災害**防止対策のため、集団指導、パトロール等を実施する。
- 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の**復旧・復興工事**における労働災害防止対策の徹底のため、集団指導、パトロール等を実施する。



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

◆ 局署が行うこと (つづき)

- 「**エイジフレンドリーガイドライン**」について従来は、集団指導で資料配付にとどまることが多かったため、14次防では事業者に対し、厚生労働省が作成する「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版を使って内容を説明するとともに、身体機能の低下によるリスクと作業管理、健康増進を指導する。また、局においては、北海道労働局公式SNS、ホームページ等に「エイジフレンドリーガイドライン」のポイントを定期的に投稿し、労働者等にも身体機能の変化がリスクにつながりうること、健康や体力の維持管理の周知啓発を行う。
- 「職場における**熱中症**予防基本対策要綱」「**振動障害**総合対策要綱」の周知、指導等の健康障害防止対策の推進を図る。



4 建設業の安全衛生対策の推進

はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

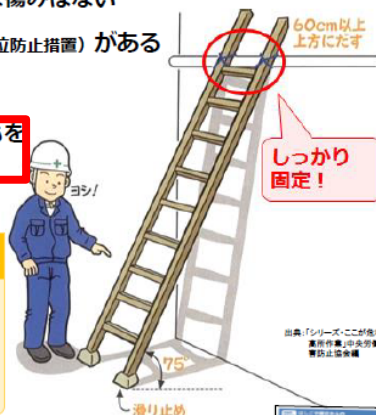
- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをホルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- なじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



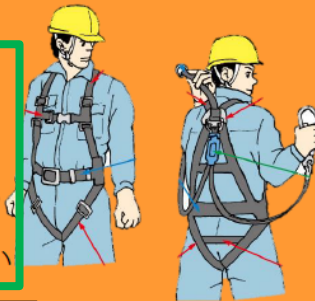


3 建設業の安全衛生対策の推進 墜落制止用器具の適切な使用

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは
墜落制止用器具

をご使用ください



主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯

墜落制止用器具

胴ベルト型（一本つり）



胴ベルト型（一本つり）

胴ベルト型（U字つり）

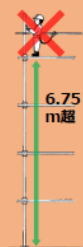


フルハーネス型
（一本つり）



フルハーネス型
（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則は



※ただし、高さが
6.75m以下の場合
は「胴ベルト型
（一本つり）」を
使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具
本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型
製造者名：〇〇社
製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ
ソーバ

種別：第一種又は第二種
最大自由落下距離：〇.〇m
使用可能な重量：〇〇kg
落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。
販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！





3 建設業の安全衛生対策の推進 高年齢労働者等の労働災害の防止

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

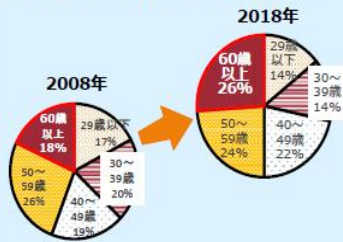
厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む必要があります。個々の労働者が、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的な体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



国による支援等(令和6年度)

エイジフレンドリー補助金 申請受付期間(令和6年5月7日~令和6年10月31日)

高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご利用ください。



	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし) 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している ・ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助上限率額	補助率：1/2	補助率：3/4	
	上限額：100万円(消費税を除く)	上限額：30万円(消費税を除く)	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。



3 建設業の安全衛生対策の推進

悪天候時に規制のある作業及び悪天候時・天災等に点検等が必要な作業(抜粋)

悪天候時に規制のある作業	強風	大雨	大雪
型枠支保工の組立て等の作業の禁止(則245)	●	●	●
造林等の作業の禁止(則483)	●	●	●
鉄骨の組立て等の作業の中止(則517の3)	●	●	●
鋼橋架設等の作業の中止(則517の7)	●	●	●
木造建築物の組立て等の作業の中止(則517の11)	●	●	●
コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止(則517の15)	●	●	●
コンクリート橋架設等の作業の中止(則517の21)	●	●	●
高さ2m以上の箇所での作業の禁止(則522)	●	●	●
足場の組立て等の作業の中止(則564)	●	●	●
作業構台の組立て等の作業の中止(則575の7)	●	●	●
クレーン作業の中止(ク則31の2)	●		
クレーンの組立て等の作業の禁止(ク則33)	●	●	●
移動式クレーンの作業の中止(ク則74の3)	●		
土石流の急迫した危険があるときの退避(則575の13)	—	—	—

「則」とは、労働安全衛生規則、「ク則」とは、クレーン等安全規則をいうこと。

悪天候時・天災等に点検等が必要な作業	強風	大雨	大雪	暴風	中震以上の地震
明かり掘削における地山の点検(則358)		●			●
土止め支保工の点検(則373)		●			●
足場の点検(則567)	●	●	●		●
作業構台の点検(則575の8)	●	●	●		●
クレーンの逸走防止、ジブの損壊防止(ク則31, 31の3)	●				
屋外のクレーンの点検(ク則37)				●	●
移動式クレーンの転倒防止(ク則74の4)	●				

1 「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風を、「大雨」とは一回の降雨量が50mm以上の降雨を、「大雪」とは一回の降雪量が25cm以上の降雪をいうこと。




2 「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。

3 「暴風」とは、瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風をいうこと。

4 「中震以上の地震」とは、震度階級四以上の地震をいうものであること。



3 建設業の安全衛生対策の推進 石綿健康障害予防対策

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容	
<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p> <p>事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする</p>	<p>負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等</p>	<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> <p>事前調査結果等の届出(一定規模以上の工事※1が対象)</p> <p>計画届(レベル2も計画届) ※十四日前</p> <p>事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする</p> <p>負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認 等</p>
<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p> <p>マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断</p>	<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p>作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断</p> <p>隔離 ※負圧は不要</p>
<p>レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>けい酸カルシウム板1種※2(破碎時) 仕上げ塗材(電動工具での除去時)</p> <p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	<p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p> <p>健康診断</p>

規制の概要資料:
「石綿則の改正概要資料」より引用

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い



3 建設業の安全衛生対策の推進 石綿健康障害予防対策

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ



令和5年 **10月1日**
着工の工事から!!

※1
**事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります!**

- ※1・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査
を行う必要があります(※2、3)

- ※2 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等が行う必要があります
- ※3 事前調査については、「文書」と「目視」による方法が原則です
ただし、事前調査の方法については、例えば、解体対象建築物等の着工日が平成18年(2006年)9月1日以後であること
を、設計図書等の文書で確認する方法などが認められており、
この場合は事前調査者の資格が必要ありません。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>



事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、
パソコン・スマホから24時間報告できます(※4)

一定規模以上の工事は、
施工業者(元請事業者)が労働基準監督署と
都道府県等に対して、事前調査結果の報告を
あらかじめ行う必要があります(※5)

- ※4 システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます
- ※5 基準「報告の対象となる工事・規模基準」を参照



事前調査結果報告システムによる報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です(石綿が無い場合も報告が必要です)

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計 80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

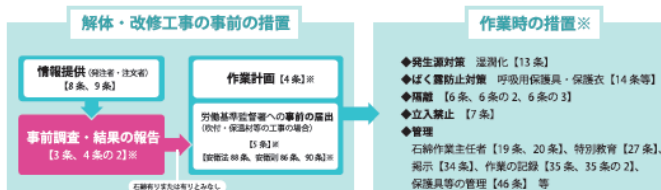
材料費も含めた
工事全体の請負代金

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に既存する建材に何らかの加工を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外装補修等であって既存の躯体の一部の除去、切欠・破砕・研削・穿孔(穴明け)等を伴うものを含まず
- ※2 定期改修や、法令等に基づく耐震検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です)
- ▶ 瓦葺屋根、加圧機、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける炉設備等の建築設備を除く)
 - ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排気設備等の建築設備を除く)
 - ▶ 排気設備、貯蔵設備(物を貯蔵するための設備を除く)
 - ▶ 発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
 - ▶ トンネルの天井板、送気管、隧道壁土保層(トンネル)
 - ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - ▶ 観光用エレベーターの昇降路の壁(建築物でもあるものを除く)※令和5年10月1日から追加



事前調査結果を踏まえた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります
適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です



特に記載のあるものを除き、本文は石綿健康障害予防規則を表します ※は罰則規定のあるもの
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法律としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、産業物の処理及び清掃に関する法律、
建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります

詳細は、石綿総合情報ポータル
サイトをご確認ください!



石綿健康障害予防規則の概要、法令改正の内容、
建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な
措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関する
マニュアルなど、事業者・作業員・発注者
のそれぞれに向けた情報を掲載しています

各種お手続きについて

事前調査結果報告システム
の操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用
頂く前に「利用者マニュアル・基本操作編、
詳細操作編」を参照ください

G Biz IDについて



G Biz ID トップ画面「gBizID」で行政サービス
へのログインをかんたんに」をご確認ください
(他ご不明点はお問合せ下さい)

3 建設業の安全衛生対策の推進 石綿健康障害予防対策【発注者が実施すべき事項】



■ 施工業者への配慮義務

- 解体・改修工事を行う建築物等の石綿の使用状況等（**設計図書など**）を施工業者に通知するよう努めること。
⇒石綿等の使用状況等に係る情報を有している場合に限る。
- 解体・改修工事を行う建築物等に石綿が使われていることが明らかとなった場合に、石綿除去等の**工事に必要な費用（契約金額）、工期、作業の方法**などの発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること。
⇒発注者が契約金額等の変更をしなかった結果、施工業者が必要な石綿ばく露防止対策が講じられなかった事例
- 建築物等の解体・改修を行う事業者が発注する場合、石綿の含有の有無の**事前調査費用が計上**されていることを確認すること。

・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査
・総合調査報告書 ・諸経費（交通費他） etc.

3 建設業の安全衛生対策の推進

石綿健康障害予防対策【発注者が実施すべき事項】



■ 適正な工事業者を選定するためのチェックポイント【参考】

- 仮見積の段階で、**石綿調査費用**が計上されているか。
- 石綿の調査を行う資格（建築物石綿含有建材調査者など）を有しているか。（※**令和5年10月1日**以降）
- 本見積（石綿調査結果後）の段階で、**石綿事前調査結果報告書**を提出したか。
- 石綿含有吹付材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合、労働基準監督署に**計画届**、自治体に**特定粉じん排出作業届**を提出したか（写しにより確認）。
- 解体・改修工事中、石綿飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**を残していたか（※施工業者による石綿含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮を行うこと）。



御清聴ありがとうございました。

今年(度)も御安全に！！

今回の説明内容も含め、御質問・不明点等があれば
浦河労働基準監督署 監督・安衛課
(TEL 0146-22-2113) までお問い合わせください。